

設置施設について [4. 要求水準－(1) 目的物に関する事項－ウ 設置施設]

	要求水準書	意見	備考
1	防災倉庫		
2	屋根付き休憩施設（遊具配置に合わせて適宜配置） ※防災機能を備えたものを1基以上	○防災パーゴラ	
3	ベンチ等休憩施設（遊具配置に合わせて適宜配置） ※防災機能を備えたものを1基以上	○かまどベンチ	
4	非常時に使用できる充電機能を備えた照明施設（適宜配置）	○ソーラー発電の照明（自動で充電・点灯） 停電時に避難場所がわかりやすい ○スマートフォンの充電可能な照明 ○太陽光発電＋蓄電器＋照明	
5	水飲み用水栓、手足洗い水栓、散水栓 （いずれも、自動停止機能付き）		
6	各施設の説明サイン（配置に合わせて適宜配置）		
7	防災啓発サイン ※宇部市ハザードマップに示される周辺エリアの浸水深や土砂災害計画区域、緊急避難場所等に加え、天気急変（ゲリラ豪雨や雷）対策など、防災意識を高めることができる表示板等（遊具や舗装を含む設備での啓発サインも可）	○マイタイムラインの意識づけができるような仕組み・機能（学習サイン）があれば多世代の方の防災意識が向上する 「公園内めぐり」クイズ：質問に答えながら選択して行き先を決める ○土砂災害、地震についての啓発サイン	
8	児童用中型又は大型複合遊具1基以上（対象年齢に合わせて適宜配置） ※追加設置する遊具は小型複合遊具も可	○メインとなる大きなものがあつたら良い （すべり台、はしご車）	遊具の対象年齢 ・ 幼児用：3～6歳 ・ 児童用：6～12歳
9	幼児用複合遊具1基以上（対象年齢に合わせて適宜配置）		
10	幼児用単独遊具1基以上（対象年齢に合わせて適宜配置）		

その他意見

- スポーツゾーン（バスケットリング）を設置してほしい
- 運動と遊びを兼ねた設備
- 散歩道（外周）
- マンホールトイレ
- 救護室
- デジタル電波時計／温度計（太陽電池）
- イベント掲示板
- 落雷対策として、一時的な待避場所（屋根付き休憩施設）をカバーできる避雷針の設置、もしくは、
落雷の電流を安全に大地に逃がし内部の人や物体に電流が流れないよう設計された避雷小屋の設置
- 防災情報などが見れるQRコード

設計指針について [4. 要求水準－(1) 目的物に関する事項－エ 設計指針]

	要求水準書	意見	備考
1	一時的な待避場所として、当該施設利用者の一時帰宅困難者や周辺住民の避難者を収容できること		
2	収容（受入れ）想定人数は500人規模とし、臨時的な待避スペースを確保できること		
3	防災倉庫は、待避スペースを確保するための防災テント等の保管に十分な規模を有し、夜間・悪天候時の利用を考慮したものとする		
4	防災学習や啓発が行える設備も備え、遊びながら災害対策について学べる場とすること（防災啓発サインを巡るような仕掛け）	○ハザードマップ大型パネル ○災害の歴史石碑	
5	「都市公園の遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（平成26年6月国土交通省）及び、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」（改訂第2版）（令和4年3月国土交通省）の基準を満たすこと		
6	遊具は、「都市公園の遊具の安全確認に関する指針（改訂第2版）」（平成26年6月国土交通省）に基づき、「遊具の安全に関する基準（JPFA-SP-S：2024）」（（社）日本公園施設業協会）又は同等の基準を満たすこと		
7	子どもが長く留まる場所（特に、幼児用遊具周辺）での日除け・熱中症予防対策や気温・天候に左右されにくい遊具の素材、配置等を考慮すること	○木陰 ○ミストシャワー	
8	屋根付き休憩施設は、子どもの遊びを見守る事の出来る箇所に設置すること		
9	屋根付き休憩施設の下にはベンチ等の施設を設置すること		
10	複合遊具の幼児・児童対象エリアを区分すること		

【参考】地元からの個別要望

11	誰もが一緒に楽しめるインクルーシブ遊具を設置すること	○シンボリックな大型遊具	
12	遊具周辺は安全性を考慮した被覆（ゴムチップ舗装等）を行うこと。		
13	各遊具のわかりやすい位置に対象年齢を示す表記をすること		
14	遊具等の材質は、腐食しにくく、耐久性に優れていること		
15	維持管理業務がしやすいよう、部材の交換・修繕が容易な構造であること。また、交換部品の調達が容易であること		
16	各遊具の遊び方、対象年齢、注意事項などを記載した案内板を適切に配置すること		
17	遊具等設置に伴い必要となる整備事業等がある場合は、総工事価格の中で、対応すること		
18	植栽等の配置について、「宇部市樹木管理指針」（特に、緑陰形成機能の活用）に基づき計画すること		
19	公園内（嵩上げ面）には、管理車両（2 t 車）が入れる斜路（スロープ）を設置すること		
20	公園内（嵩上げ面以外）に普通車用12台（障害者用1台以上含む）以上の駐車枠を整備すること。（7. 参考資料参		

その他意見

- 遊具などを利用して蓄電する発電設備
- モニュメント、彫刻
- 藤棚休憩スペース